

入札説明書

制限付き一般競争入札 「事後審査・ダイレクト型」

令和元年10月1日

柏市水道部総務課

柏市水道部では、電子入札で実施する制限付き一般入札の手順について、「入札書」の提出前に「競争参加資格確認申請書」の提出を求めてきましたが、令和元年10月1日以降に公告する案件から、JV案件や総合評価方式案件等の特殊な案件を除き、基本的に「競争参加資格確認申請書」の提出が不要となる「事後審査・ダイレクト型」による入札に切り替えます。

ここでは、「事後審査・ダイレクト型」の入札手続き等について説明します。

「事後審査・ダイレクト型」の概要

- (1) 事前の「競争参加資格確認申請書」の提出は不要です。
- (2) 入札参加者は、入札書提出日時になったら、電子入札システムで「入札書」と「内訳書及び調査票」等を提出します。
- (3) 入札参加資格の確認は、開札時に行います。(事後審査型。従前と同じ)

目次(★は「事前審査型」「事後審査・申請型」と「事後審査・ダイレクト型」とで異なる箇所)

1	入札方式の比較	2ページ
2	電子入札の対象案件	3ページ
3	電子入札の事前準備(ICカードの利用者登録等)	4ページ
★4	電子入札の流れ(「事前審査・ダイレクト型」)	5ページ
★5	関係書類と添付(提出)方法について	6ページ
6	質疑について	7ページ
7	再度入札について	8ページ
★8	紙入札方式参加について	10ページ
9	入札結果の公表について	11ページ
10	問い合わせ先	12ページ

1 入札方式の比較

柏市水道部では、制限付き一般競争入札（電子入札）は次の3通りの方法により実施します。公告文に入札方式を明記しますので、どの方式で実施するのか必ず確認してください。

入札方式	事前審査型	事後審査・申請型	事後審査・ダイレクト型
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に「競争参加資格確認申請書」を提出し、入札参加資格を審査する方式。 ・参加資格がある者のみ、入札書を提出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に「競争参加資格確認申請書」を提出するが、入札参加資格の審査は事後（開札後）に行う方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接、入札書を提出する方式。 ・事前の「競争参加確認申請書」の提出は不要。
主な対象案件	JV案件など	総合評価方式案件など	その他の一般的な案件
ちば電子調達システム上の表記	一般競争	千葉県・事後審査	市町村・事後審査
入札手順	公告（柏市水道部入札情報ホームページ） ↓ 競争参加資格確認申請書の提出（電子入札システム） ※「調査票」等を添付 ↓ <u>事前審査</u> 確認通知書の受領 ↓ 質疑の送信（電子メール） 質疑回答の確認（入札情報サービス） ↓ 入札書の提出（電子入札システム） ※「内訳書」を添付 ↓ ↓ 開札 ↓ ↓ ↓ 落札決定等	公告（柏市水道部入札情報ホームページ） ↓ 競争参加資格確認申請書の提出（電子入札システム） ※「調査票」等を添付 ↓ ↓ ↓ 確認通知書の受領 ↓ 質疑の送信（電子メール） 質疑回答の確認（入札情報サービス） ↓ 入札書の提出（電子入札システム） ※「内訳書」を添付 ↓ ↓ 開札 ↓ <u>事後審査</u> ↓ 落札決定等	公告（柏市水道部入札情報ホームページ） ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 質疑の送信（電子メール） 質疑回答の確認（入札情報サービス） ↓ 入札書の提出（電子入札システム） ※「内訳書及び調査票」を添付 ↓ 開札 ↓ <u>事後審査</u> ↓ 落札決定等

以下、「事後審査・ダイレクト型」について説明します。

2 電子入札の対象案件（業種）

柏市水道部では、制限付き一般競争入札で実施する案件については、原則としてすべて「電子入札」により実施しています。（指名競争入札で実施する案件については、すべて「紙入札」により実施しています）

制限付き一般競争入札（電子入札）で実施する案件は、『柏市水道部契約事務取扱要領』第2条に規程しています。

制限付き一般競争入札（電子入札）の対象案件

- (1) 130万円を超える工事及び修繕工事
- (2) 80万円を超える印刷製本
- (3) 『柏市水道部契約事務取扱要領』第2条別表1に掲げる50万円を超える測量等の業務委託
- (4) 『柏市水道部契約事務取扱要領』第2条別表2に掲げる50万円を超える測量等を除く業務委託
- (5) 『柏市水道部契約事務取扱要領』第2条別表3に掲げる80万円を超える物品購入

『柏市水道部契約事務取扱要領』は、柏市水道部入札情報ホームページの「規程集」をご覧ください。

注：各団体により、電子入札の対象案件は異なります。詳しくは、各団体の入札担当部署にお問い合わせください。

3 電子入札の事前準備（ＩＣカードの利用者登録等）

電子入札に参加するためには、ちば電子調達システムの電子入札システムに「ＩＣカードの利用者登録」が必要です。

- (1) はじめてちば電子調達システムに参加する方や、柏市以外の団体に登録していた方であっても、最初にＩＣカードの利用者登録が必要となります。
- (2) パソコンの設定が必要になる場合もあります。
- (3) ＩＣカードの利用者登録をするためには、ちば電子調達システムの「利用者番号（６桁の数字）」と「パスワード」（入札参加資格申請の際に使用するもの）が必要になりますので、お手元にご用意ください。
- (4) ＩＣカードは代表者、または代表者から入札権限の委任を受けた者の名義としてください。
- (5) 前項に示す案件の入札に参加しない場合は、ＩＣカードの利用者登録は不要ですが、柏市以外の千葉県及び県内市町村等の電子入札に参加する場合は、ＩＣカードの利用者登録は行う必要があります。

ＩＣカードの利用者登録は[こちらから](#)（システム起動のページが開きます）

操作マニュアル（[ちば電子調達システム](#)への外部リンク）

	マニュアル	内容
1	Internet Explorer 9, 10, 11の互換表示モード設定手順について	システム起動のページを開いたときに「互換表示モードの設定の画面」が表示された場合の設定方法
2	ちば電子調達システム 利用前設定マニュアル	ちば電子調達システムのが動作するパソコン環境、ブラウザの設定など（ マニュアルがあるページへのリンク ）
3	電子入札を利用する前の準備について	ＩＣカードの利用者登録の方法など（マニュアルのP 17以降）（ マニュアルがあるページへのリンク ）

4 電子入札の流れ（「事後審査・ダイレクト型」）※「事前審査型」「事後審査・申請型」とは異なります

項目	確認・操作箇所	説明
1 入札公告の確認 <u>公告は原則として毎週火曜日となります。</u>	柏市水道部入札情報ホームページの「最新入札情報」	「公告文」を確認します。 「公告文」には、入札日程（質疑の期限、入札書提出期間、開札日時等）や入札条件等が記載されているので、よく確認してください。 ※案件を公告した場合は、柏市水道部入札情報ホームページに、その旨を掲載します。 ※公告文はちば電子調達システムの「入札情報サービス」のページにも掲載しています。
↓		
2 仕様書等の確認	ちば電子調達システムの「入札情報サービス」	仕様書、設計図書等を確認します。 仕様書等の閲覧（ダウンロード）時に、「ICカード認証」又は「IDパスワード認証（物品・委託のみに可能）」が必要となります。
↓		
（「事後審査・ダイレクト型」の場合、競争参加資格確認申請書の提出は不要です。）		
↓		
3 質疑書の提出	インターネットメール	所定の質疑書を添付して、インターネットメールで提出します。（質疑には提出期限があるので注意してください）
↓		
4 質疑回答の確認	ちば電子調達システムの「入札情報サービス」	質疑の回答は順次、入札情報サービスに掲載します。入札書の提出前に、質疑に対する回答を、必ず確認するようにしてください。
↓		
5 入札書の提出	ちば電子調達システムの「電子入札システム」	入札書提出期間中に、「内訳書および調査票」等を添付して、「入札書」を電子入札システムで提出します。
↓		
6 開札、落札決定通知書の受理	ちば電子調達システムの「電子入札システム」	開札結果を電子入札システムで確認します。 落札者が決定した場合は「落札者決定通知書」が発行され、落札者名と入札金額が確認できます。状況により、「保留通知書」「再入札通知書」等が発行される場合もあります。
↓		
7 入札結果の照会	柏市水道部入札情報ホームページの「入札結果情報」	予定価格（最低制限価格）や入札参加者名と入札金額については、「入札結果情報」のページで確認できます。

5 関係書類と添付（提出）方法について ※「事前審査型」「事後審査・申請型」とは異なります

入札書提出時に必要な書類について説明します。

5-1 提出が必要な関係書類

区分		提出書類名
全案件で提出が必要なもの	1	「内訳書及び調査票」（エクセルファイル）
	2	「誓約書」（暴力団排除に関するもの。指定様式）
必要に応じて提出が必要なもの	3	「履行の実績を証する書類」（契約書・仕様書・設計書の写し、コリンズなど）
	4	「技術者証」（工事の監理技術者や測量コンサルの技術士法の登録など）
	5	「許認可証」（建設コンサルタント登録など）
	6	その他、公告文が求める書類

※案件により、関係書類の提出方法について、特段の指定をする場合がありますので、必ず公告文を確認してください。

5-2 関係書類の提出方法

電子入札システムの入札書に添付できるファイルは1個までとなっているため、関係書類は次のいずれかの方法により提出してください。

	提出方法	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> ・「内訳書及び調査票」は電子入札システムの入札書に添付する。 ・「誓約書」やその他の資料は、入札書提出期限までにファクシミリ、メール、持参等により提出する。 	「内訳書及び調査票」に関してはファクシミリ等による提出はしないでください。
2	<p>「内訳書及び調査票」、 「誓約書」、 その他の資料等、提出が必要な書類をまとめて1つの圧縮ファイルにしてから※電子入札システムの入札書に添付する</p> <p>※ファイルの圧縮方法については、「複数のファイルを圧縮して1個のファイルにする方法」をご覧ください。</p>	電子入札システムに添付できるファイル容量は3MB（メガバイト）までなので、容量を超えてしまう場合は、ファクシミリ、メール、持参等により提出してください。ただし、この場合においても「内訳書及び調査票」だけは電子入札システムに添付して提出してください。

6 質疑について

6-1 質疑の送信

質疑は、案件ごとの仕様書に含まれる所定の質疑書に必要事項を入力して、下記のメールアドレス宛に、インターネットメールで送信してください。

(1) `suido_nyusatsu@city.kashiwa.chiba.jp`

メールアドレスの入力ミスにご注意ください。なお、送信元アドレス（受注者の方のアドレス）は、入札参加資格名簿に登録されたアドレスかどうかは問いません。

- (2) メールの件名は「質疑+案件の名称」としてください。
<例> 案件の名称が「〇〇工事」だった場合 → メールの件名は「質疑 〇〇工事」
- (3) メールの本文の記載事項に特段の指定はありませんが、メールの本文には質疑の内容を記載しないでください。質疑は必ず所定の様式に入力し、添付してください。
- (4) 1回に複数の案件の質疑を送信する場合であっても、メールは必ず1案件ごとに1通のメールとしてください。
- (5) 質疑の内容を確認するため、質疑をした方(担当者)に水道部から連絡する場合があります。
- (6) 質疑の受付期限を過ぎた場合は回答できませんので、あらかじめご了承ください。

6-2 質疑の回答の確認

質疑及び質疑に対する回答は、入札情報サービスの仕様書等と同様の場所に掲載します。入札書の提出前に必ず確認してください。

- (1) 質疑に対する回答は、質疑をした方以外にも公表しています。
- (2) 質疑がなかった場合は、掲載しません。

7 再度入札について

1 回目の入札（開札）で予定価格以下の金額の入札参加者がいない場合は、再度入札を実施して1 回目の入札で、予定価格以下の応札がなかった場合、再度入札を実施します。

7-1 再度入札の手順

開札（1 回目）

↓

予定価格以下の入札参加者がいない※1

↓

再度入札※2

- ・再度入札実施までの具体的な手続きについては7-2をご覧ください
- ・再度入札の入札書提出期限は、案件により個別に設定します

↓

最低価格を提示した入札参加者のみの参加資格の有無を、実績・技術者要件や誓約書等の提出書類などで確認する※3※4

↓

落札決定

- ※1 最低制限価格（又は低入札調査失格基準額）未満の入札参加者は、自動的に無効となるため、この時点で参加資格を失い、以降の再度入札には参加できません。
- ※2 最低制限価格（又は低入札調査失格基準額）未満でない場合でも、地域要件又は業種要件（工事にあつては総合評定値も含む）を満たしていない場合は、1 番札となっても落札者と決定できないことが明らかであるため、1 回目の入札の時点で無効とし、再度入札には参加できないものとします。
- ※3 再度入札後、予定価格以下最低制限価格以上で最低価格を提示したとなった入札参加者の参加資格を確認するため、保留通知書を発行する場合があります。また、当該入札参加者に参加資格がないと判断した場合はこの時点で無効とし、次点の入札参加者の参加資格を確認します。
- ※4 再度入札の結果、参加資格を有する予定価格以下最低制限価格以上の入札参加者がいなかった場合は、再々度入札（2 回目の再度入札）を実施する場合があります。

7-2 再度入札実施までの具体的な手続き

- (1) 1 回目の開札の結果、再度入札となった場合は、一旦、電子入札システムで「保留通知書」を発行します。保留通知書の理由欄には「再度入札準備のため」と記載します。（1 番札となった入札参加者の実績や書類の確認を行うために保留とする場合は、理由欄にその旨の内容を記載します）
- (2) 再度入札の準備が整ったら、再度入札の対象者に、電子入札システムで「再入札通知書」を発行します。「再入札通知書」には、1 回目の入札における最低金額及び入札書提出期限（日時）が記載してあるので、必ず確認してください。なお、「再入札通知書」を発行した場合は、電子入札システムに登録したメールアドレスに、再度入札通知書発行のお知らせメールが自動送信されます。

- (1) 再度入札となった場合、再度入札の入札書提出の締め切り日時は、原則として翌営業日の午前となりますので、入札参加者の方はご注意ください。（例：1回目の開札が金曜日の場合、翌月曜日の午前が締め切り日時）
- (2) 1回目の入札を紙入札で参加した場合は、再度入札においても紙の入札書によって、締め切り日時までに柏市水道部総務課窓口への提出が必要となります（ファクシミリやメールによる提出は不可。再々度入札についても同様）。
- (3) 予定価格以下最低制限価格以上で入札金額が同額となった場合は、くじ引き（電子くじ）により落札者を決定しますが、この場合は、くじ引きの前にくじ引きの対象となる入札参加者全員の参加資格を確認します。（参加資格のない入札参加者はくじ引きに参加できません）

8 紙入札方式参加について ※「事前審査型」「事後審査・申請型」とは異なります

システム障害等のやむを得ない事情がある場合は、柏市水道部の承認を得た上で、「入札書」や「調査票及び内訳書」を紙で提出すること（紙入札方式）により参加することができます。

8-1 紙入札方式参加の条件

紙入札方式により参加するためには、次のいずれかの条件を満たしていることが必要です。

- (1) 有効なＩＣカードが登録（利用者登録）されている場合。
- (2) 入札権限を有する者の変更等によりＩＣカード取得申請中の場合（原則として、取得申請書類の写しが必要）
- (3) その他、特に水道事業管理者が認める場合

8-2 紙入札方式参加への申請方法等

提出書類	①「紙入札方式参加承諾願」 ②「入札書（紙入札方式参加用）」 ③「調査票及び内訳書」（当該案件のもの） ※②と③は封筒に入れ、封をすること。 ④「誓約書（暴力団排除に関するもの）」 ⑤「履行の実績を証する書類」「技術者証」「許認可証」「その他、公告文が求める書類」
提出期限	入札書提出期限（日時）まで、必着
提出方法	柏市水道部総務課に直接持参（郵送不可） ※提出期限を過ぎた場合は受付しません。 ※事前に電話連絡により柏市水道部の確認を取るようお願いします。

上記提出書類の①と②の様式は、柏市水道部入札情報ホームページの「様式集」のページにあります。

※「事前審査型」「事後審査・申請型」は、紙入札参加方式の方法等が異なります。

9 入札結果の公表について

入札結果は、柏市水道部入札情報ホームページに掲載します。

10 公表時期

原則として、開札日が属する週の翌週の水曜日まで（水曜日が祝日等の休日の場合にはその翌開札日）に公表します。

【公表時期の例外】

- (1) 同一開札日の案件は一括して公表処理を行う関係から、再度入札や低入札価格調査を実施することになった案件が含まれるときは、公表が遅れる場合があります。
- (2) 予定価格事後公表の案件が不調となった場合は、以後実施する再度公告等に際して、公正な契約事務を執行する観点から、当該案件が落札決定するまでの間は、予定価格等を含め公表しません。

10 問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ内容
柏市水道部総務課	電話 04-7166-3181 FAX 04-7167-1165 メール suido_nyusatsu@city.kashiwa.chiba.jp	入札手続き等に関すること ※契約課発注の案件については、本庁までお問い合わせください。 04-7167-1121
ちば電子調達システム サポートデスク	電話 043-441-5551 時間 平日午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く)	電子入札システムの操作等に関すること